

答 申

第 1 審査会の結論

異議申立人(以下「申立人」という。)からの情報公開請求に対して墨田区長(以下「諮問庁」という。)が行った部分公開決定処分は妥当でなく、墨田区情報公開条例(平成 13 年墨田区条例第 3 号。以下「区情報公開条例」という。)第 6 条第 2 号の個人に関する情報に該当する部分を除いて開示がなされるべきである。

第 2 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 申立人は、平成 26 年 7 月 29 日付けで諮問庁に対し、区情報公開条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、「過去 5 年間の油脂工場に対して毎年行っている臭気測定に関する一切の図書」について閲覧及び写しの交付を求める情報公開請求を行った。
- 2 諮問庁は、当該情報公開請求に係る区政情報には、区情報公開条例第 6 条第 2 号の個人に関する情報に該当する臭気判定員の氏名、住所、連絡先、生年月日及び印影並びに同条第 3 号の法人に関する情報に該当する臭気測定結果が含まれるとして、その部分を非公開と決定し、平成 26 年 9 月 24 日付けで「区政情報部分公開決定通知書」を申立人に送付した。
- 3 申立人は、平成 26 年 11 月 16 日付けで当該処分を不服とする異議申立書を郵送し、同年 11 月 18 日付けで諮問庁に受理された。
- 4 本件異議申立ての取扱いについて、区情報公開条例第 17 条の規定に基づき、平成 27 年 2 月 20 日付けで諮問庁から当審査会に諮問があった。

第 3 申立人の主張

申立人は、異議申立書(平成 26 年 11 月 16 日付け)及び意見書(平成 27 年 3 月 15 日付け)並びに口頭意見陳述(平成 27 年 4 月 6 日聴取)において次のことを主張し、「過去 5 年間の油脂工場に対して毎年行っている臭気測定に関する一切の図書」について、申立人が行った閲覧及び写しの交付の請求に対する諮問庁の

部分公開決定処分の一部を取り消し、臭気測定結果を開示するよう求めている。

1 異議申立ての趣旨

諮問庁が平成 26 年 9 月 24 日付け 26 墨活環環第 658 号で申立人に対して行った区政情報部分公開決定処分の一部を取り消し、臭気測定結果の開示を求める。

2 異議申立ての理由

申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述における申立人の主張は、以下のように要約される。

- (1) 区情報公開条例第 6 条第 3 号ただし書きには、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示するように書かれている。
- (2) 悪臭防止法は、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。また、環境省の臭気指数規制ガイドラインにおいては、小規模事業場が脱臭装置等を導入するには融資や技術的援助等が必要であるため、改善勧告等を発するときには配慮すべき旨が書かれている。
- (3) 本件臭気測定は脱臭装置の機能確認を趣旨とするものであるが、対象となる脱臭装置は東京都及び墨田区の助成によって導入されたものであり、測定自体も税金によって実施されている。
- (4) 平成 26 年 5 月 20 日における廃油処理施設からの悪臭に関する苦情に対しては、今後も油脂工場の臭気測定を継続し、悪臭防止法違反が確認された場合には改善指導をすると回答しているにもかかわらず、臭気の再測定、再々測定が行われている。

上記並びに油脂工場の悪臭への苦情が多く、一部では警察が介入している現状に鑑み、臭気測定結果を開示すべきと思慮する。

第 4 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、理由説明書（平成 27 年 3 月 2 日付け）及び補充理由説明書（平成 27 年 4 月 3 日付け）並びに口頭理由説明（平成 27 年 3 月 18 日聴取）において、本件異議申立てに係る区政情報部分公開決定処分は、違法又は不当な点はないと主張している。その理由は、以下のように要約される。

- 1 臭気測定結果は、区情報公開条例第 6 条第 3 号に該当するので非公開とし、本請求を部分公開とした。

- (1) 申立人は、本件が区情報公開条例第6条第3号ただし書きに該当することを異議申立ての理由に挙げているが、東墨田地区の油脂工場の原料は動物の油脂であり、臭気の成分はそれに由来するもので、人の生命、健康、生活、財産に緊急に危害を及ぼすとは考えられない。
- (2) 主管課が毎年行っている臭気測定の目的は、脱臭装置の正常稼動確認であるところ、臭気指数を公表すると、事業者間の設備、能力等に優劣があると受け取られ、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性がある。
- (3) 主管課が臭気測定の結果、正常に機能していないと認める場合は、事業者に対し不適切な箇所を指摘し、改善を指導する。事業者はそれをもとに改善を図る。改善後改めて同様の手法で数値等を算出し、その改善を確認する。これを繰り返しながら改善を図っているのであって、再測定、再々測定は改善指導のまさに途上である。最終的に改善がなされたにもかかわらず、複数回測定が行われたという事実が公表されると、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性がある。
- (4) 主管課で行っている臭気測定は、脱臭装置の機能確認のために定例的に行っている事業であることから、対象の工場名について公開した。しかしながら、臭気測定では基準を超過した事業者と超過しなかった事業者が混在していることから、数値を公表することで、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性がある。

第5 審査会の判断

1 区情報公開条例第6条第3号適用の可否

本件異議申立てに係る区政情報公開請求の部分公開決定処分について、諮問庁が臭気測定結果を非公開の理由とする区情報公開条例第6条第3号の適用について検討する。

- (1) 区情報公開条例第6条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」については、情報公開の対象となる区政情報から除外している。その趣旨は、情報を公開することによって、当該事業者

の社会的評価が下落し、取引先から取引を拒絶される等他の事業者と比して不利な地位に陥る可能性があるため、区政の監視のための情報公開という区情報公開条例に一定の制約を課し、民間事業者の経済的利益を不当に圧迫しないように配慮したものと思われる。

また、区情報公開条例第6条第3号ただし書きにおいては、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」と規定し、非公開とされるべき場合であっても住民の生活環境上重要と認められる場合には、公開がなされるべきことを定めている。

- (2) 諮問庁は、臭気測定結果は、区情報公開条例第6条第3号に該当すると判断し、具体的な数値部分を非公開としたが、その理由とするところは、前記諮問庁の説明要旨のとおりである。

しかしながら、審査会としては以下のとおり、臭気測定結果は区情報公開条例第6条第3号に該当せず、公開の対象とすべきであると判断するものである。

- (3) もとより区情報公開条例第6条第3号は、情報公開の必要性と民間事業者の利益の調整を目的とした規定であるところ、諮問庁は、臭気指数を公表すると事業者間の設備、能力等に優劣があると受け取られ、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性があると主張している。しかし、一般に商取引においては、価格や品質等多様な要素によって取引が決定されるのであり、臭気測定の数値が公表されたからといって、そのことから直ちに取引先との取引を阻害され、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとは認められない。

また、測定対象となった事業者は、東京都及び墨田区の助成金により脱臭装置を導入しているのであって、その稼働状況の数値の公表は、事業者において当然想定内の事項として扱われるべきである。この点、助成金を利用せずに自らの資金で脱臭装置を付けている事業者が存在するとすれば、その事業者は公表の対象とならず、その事業者との間では不公平感があることは否めないが、それは助成金の利用という事業者自らが選択した結果でもあり、助成金を利用した事業者において受忍すべき範囲であるといえる。

諮問庁が指摘する再測定、再々測定は改善指導の途中であって、最終的に改善がなされたにもかかわらず、複数回測定がなされたという事実が公表されると、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれる

可能性があるとの点についても、区の財政支出により複数回測定が行われたということ自体が問題であり、そのような事業者こそ公表されるべきであって、結果的に改善がなされたとしても、当該事業者の利益は非公開として保護に値する情報とはいえない。

公開対象の工場には、基準を超過した事業者と超過しなかった事業者が混在していることから、臭気測定の数値を公表すると当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれる可能性があるとの点については、確かに臭気指数の公表により、基準を超過した事業者において、超過しなかった事業者よりも不利益となる可能性がないとはいえないが、前述のとおりそれだけで競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとは認められない。仮にあったとしても、事業活動により悪臭原因物を排出する事業者にあつては、悪臭防止法によって規制基準を遵守すべき義務を負っている以上、これを超過している事業者について、その事実を非公開として保護する理由はないというべきである。

したがって、審査会としては、臭気測定結果は区情報公開条例第6条第3号に該当せず、公開の対象とすべきであると判断するものである。

- (4) また、区情報公開条例第6条第3号ただし書きにおいては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開すべきことを定めているが、この点を考慮するまでもなく、上記のとおり本件情報は公開されるべきである。なお、諮問庁はこの点につき、東墨田地区の油脂工場の原料は動物の油脂であることから人の生命、健康、生活又は財産に緊急に危害を及ぼすとは考えられないと主張している。確かに動物性の臭気の方が化学物質による臭気よりも人の身体に害が少ないであろうことは推測されるものの、臭気としての不快感に変わりはなく、一概に「人の生命、健康、生活、財産」に危害を及ぼさないとはいえず、継続して発生していれば住民の日常生活や健康、ひいては不動産価値への影響も十分に考えられるところである。因みに諮問庁は「緊急に危害を及ぼすとは考えにくい」としているが、「緊急性」は区情報公開条例第6条第3号ただし書きの要件とはされていない。

- (5) 「区民の知る権利」の保障及び行政の透明性の確保という見地からすれば、行政指導を前提とし、相手方の協力を得て行われる調査に関する資料であつ

ても、できるだけ区民に公開すべきであることはいうまでもない。

したがって、本件においては、臭気測定結果は区情報公開条例第6条第3号に該当するとはいえず、公開とされるべきである。

2 結論

よって、本件部分公開決定処分については、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成 27 年 2 月 20 日	・ 諮問
平成 27 年 3 月 2 日	・ 諮問庁から理由説明書を收受
平成 27 年 3 月 17 日	・ 申立人から意見書及び口頭意見陳述等申出書を收受
平成 27 年 3 月 18 日 (第 1 回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査
平成 27 年 4 月 1 日	・ 申立人から口頭意見陳述に関する資料を收受 ・ 諮問庁から悪臭防止法等に関する資料を收受
平成 27 年 4 月 3 日	・ 諮問庁から補充理由説明書を收受
平成 27 年 4 月 6 日 (第 2 回審査会)	・ 申立人から口頭による意見陳述を聴取 ・ 審査
平成 27 年 5 月 12 日 (第 3 回審査会)	・ 審査
平成 27 年 6 月 12 日 (第 4 回審査会)	・ 審査
平成 27 年 7 月 14 日 (第 5 回審査会)	・ 審査 ・ 答申確定

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、安達 和志、阿部 博道、木ノ内 建造、高島 敏秀